

令和2年10月15日

告示

当財団は、本日JBCルール第15条、JBC倫理規定第1条、第2条、第5条及びJBC制裁規定第2条第2項3号及び5号に基づき、フラッシュ赤羽ボクシングジム（以下「フラッシュ赤羽ジム」という）プロモーターである川島勝（ライセンスNo.11719）氏を制裁金50万円、並びに令和2年9月8日よりプロモーターライセンスの6か月停止処分とする。

理由：令和2年9月8日、フラッシュ赤羽ジム主催興行において、主催者が起用したラウンドガール数名が控室で飲酒し、一部酩酊状態で会場内を徘徊していた事実が判明した。

このことは、「ボクシング興行再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に違反する行為であるとともに、ボクシング界の社会的信用を著しく貶める行為であり、当財団は川島勝氏を制裁金50万円、並びに令和2年9月8日よりプロモーターライセンスの6か月停止処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション